

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱

(通 則)

第1 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金（以下「交付金」という。）は、都市における樹林地の保全・創出を図る事業や、民有地の緑化、県民参加で実施する緑化活動や都市緑化の普及啓発活動などへの支援を図るための事業の実施に要する経費に対し、市町村及び市民団体を対象に予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2 あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）において「緑化施設」とは植栽、その他の緑化のための施設及び敷地内に保全された樹木をいう。

2 要綱において「緑化施設評価」とは、質の高い緑化施設を認定するために各市町村が独自に設けた評価基準により、緑化施設を評価することをいう。

(交付の対象及び補助率等)

第3 交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）、交付対象経費及び交付率等は、別表の事業区分ごとの事業内容に応じた事業とし、その実施に必要な経費のうち、知事が認める経費について交付金を交付する。ただし、国又は県が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受ける事業は対象としない。

(交付申請書の提出)

第4 交付金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条の規定による交付金交付申請書を、知事に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5 知事は交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した書面により、交付金の交付を申請した者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第6 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付金の交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更承認)

第7 交付対象事業を行う者（以下「交付金事業者」という。）は、交付対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20パーセント以内のもの。
ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。
 - (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
 - (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更
- 2 知事は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。
 - 3 前項の規定により交付決定の内容を変更したとき又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した書面により変更承認申請をした交付金事業者に通知するものとする。

(交付対象事業の中止又は廃止)

- 第8 交付金事業者は、交付対象事業を中止、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ中止又は廃止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による中止、又は廃止承認申請書を承認したときは、その旨を交付金事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第9 交付金事業者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は年度の末日のいずれかの早い期日までに、規則第13条に規定する実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第10 知事は、規則第14条に規定する交付金の額を確定したときは、その旨を書面により交付金事業者に通知するものとする。
- 2 交付金事業者は、交付金の額の確定後、交付金請求書を知事に提出するものとする。

(交付金の交付)

- 第11 交付金は、交付すべき交付金の額を確定した後、交付する。
ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(交付金の交付決定の取消しの通知)

- 第12 知事は、規則第16条に規定する取消しをしたときは、交付金交付決定を取り消した旨を記載した書面により、交付金事業者に通知するものとする。

(検査等)

- 第13 知事は、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において交付金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命

じ、又はその状況を検査することができる。

(財産の処分の制限)

- 第14 規則第20条ただし書きの知事が定める期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。
- 2 規則第20条第2号に規定する知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- 3 交付金事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(専 決)

- 第15 この要綱に定める前条までの知事の権限に属する事務（県民参加緑づくり事業の内、県有地において市民団体が実施する事業を除く。）は建設事務所長がこれを専決するものとする。

(その他)

- 第16 この要綱の実施に関しては、要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。